

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
The Japan Containers and Packaging Recycling Association

年次レポート 2026

令和7年度 実績報告



表紙キャラクター：リクルとピブル

- 1 ごあいさつ
「年次レポート2026」
発行にあたって
- 2 協会のご案内
3 ガバナンス体制について
- 5 容器包装リサイクル法について
容器包装リサイクルの成果
- 7 リサイクルの流れ
- 9 令和7年度の再商品化事業
9 総括的概要
代表理事専務 尾原 範弘
11 素材別の再商品化実施状況
13 TOPICS
- 15 数字で見る2025 Highlight
令和7年度の再商品化実績
- 17 令和7年度 再商品化実績データ
17 引取量
18 販売量
19 再商品化実施委託関連
21 再商品化事業関連

「年次レポート2026」発行にあたって

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(容リ協)は、その事業活動について皆さまにご理解いただくために、「年次レポート2026」を発行しました。再商品化事業の進展につながることを目指し、実績データや再商品化事業への取り組みなどを、よりわかりやすく情報発信すべく努めております。

対象期間

令和7年度(令和7年4月1日～8月31日)。
一部対象期間前後の活動についても報告しています。

発行日

令和8年8月(次の発行は令和9年8月を予定)

本レポートに関するお問合せ先

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
企画広報部
Tel. 03-5532-8610
Fax. 03-5532-9698
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル2階

MESSAGE

ごあいさつ

石塚 久継

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務



平素より当協会の諸事業に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、令和8年9月25日に設立30周年を迎えます。当協会はこれまで、容器包装リサイクル法に基づくシステムの運営を通じ、廃棄物の適正処理と循環型社会構築の一翼を担ってまいりました。この歩みは、ひとえに長年にわたる関係者の皆さまの多大なるお力添えの賜物であり、心より深く感謝いたします。

現在、資源循環を取り巻く状況は大きな転換点を迎えています。本年4月1日には、再生資源の利用義務化などが盛り込まれた「改正資源有効利用促進法」が施行されました。さらに政府においては、資源循環への取り組みをもはや環境保全にとどまらない経済安全保障上の喫緊の課題と位置づけ、「循環経済行動計画」を策定し、循環経済の実現を国家戦略として推進する考えを示しています。また、「プラスチック資源循環法」に基づく当協会の取り組みも4年目を迎えます。事業者求められる対応も拡大する中、当協会としても従来の役割にとどまらず、より幅広い観点から資源の最適利用と環境負荷の低減に努めてまいり所存です。

これからの30年も、特定事業者、リサイクル事業者、市町村、消費者など、すべての関係者が連携・協業することによって、持続可能な循環経済の実現を目指す必要があります。当協会は、「未来へつなぐ みんなのリサイクル」という想いのもと、その橋渡し役としての責務を果たすべく、引き続き全力で取り組んでまいります。

今後とも、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和8年8月

コーポレートメッセージ

未来へつなぐ みんなのリサイクル

便利で安全な商品で満たされた私たちの暮らし。

そして、その引き換えとして残されたごみ。

増えていくごみを資源に変え続けていくことができれば、
私たちはもっと地球にやさしくなれると信じています。

容器や包装へのほんの少しのおもいやり
あなたと手を携え、Wellbeingな未来へつないでいく。
みんなと共に。そんな存在であり続けます。



目的

当協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）に基づく指定法人として同法及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環法）に基づく事業を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保並びにプラスチックに係る資源循環の促進等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

事業活動

再商品化の実施

- 特定事業者及び市町村からの再商品化業務の受託
- 市町村からの分別基準適合物及び分別収集物の引取り
- 再商品化事業者への再商品化業務の委託

再商品化に関する普及・啓発、情報の収集及び提供

- 関係者への各種説明会の実施
- ホームページによる情報提供
- 会報の発行
- パンフレット等の製作
- 展示会への出展
- 講演会への協力など



ホームページ



容器協ニュース

内外関係機関等との連携・交流

- 国内関係機関との連携
- 海外の関係機関との交流・情報交換

沿革

- **平成7(1995)年6月16日**
容器包装リサイクル法(容リ法)公布
- **平成8(1996)年9月25日**
主務4省(厚生、通商産業、大蔵、農林水産。現在は5省：環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)から財団法人設立許可を取得
10月31日
主務4省(同上)から指定法人としての指定を受ける
- **平成9(1997)年4月1日**
容リ法本格施行に伴い、大規模事業者を対象として、ガラスびん、PETボトルの再商品化事業を開始
- **平成12(2000)年4月1日**
容リ法完全施行に伴い、全事業者(小規模事業者を除く)を対象として、ガラスびん、PETボトルに加え、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化事業を開始
- **平成19(2007)年4月1日**
法施行後10年の見直しが行われ、改正容リ法本格施行
- **平成22(2010)年4月1日**
公益財団法人として新たにスタート
- **令和4(2022)年4月1日**
プラスチック資源循環法施行
- **令和5(2023)年4月1日**
プラスチック資源循環法に基づく容器包装プラと製品プラの一括再商品化開始
- **令和7(2025)年9月1日**
経済産業省・環境省により「プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会」が設置され、検討開始

容器包装リサイクルとSDGs

2030年をゴールとするSDGsの目標達成のために、「行動の10年(Decade of Action)」がスタートしています。当協会の事業活動やご協力いただいている皆さまとの協業により、下記目標の達成に貢献しているものと考えています。



4 質の高い教育をみんなに



消費者と生産者と未来を担う子どもたちに向けた環境情報の提供

8 働きがいも経済成長も



イノベーションと多様な働き方で生産性向上と働きがいを支援

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



効率化と再資源化技術の向上でレジリエントなインフラを構築

11 住み続けられるまちづくりを



最終処分場問題の解決と環境負荷低減で誰もが住み良いまちづくりに貢献

12 つくる責任つかう責任



消費者・市町村・事業者の責任分担で持続可能な資源循環を推進

13 気候変動に具体的な対策を



正しい分別で焼却量削減と化石資源の使用抑制および再商品化促進

14 海の豊かさを守ろう



使用済みプラスチックの回収量増加によって海洋流出に歯止めを

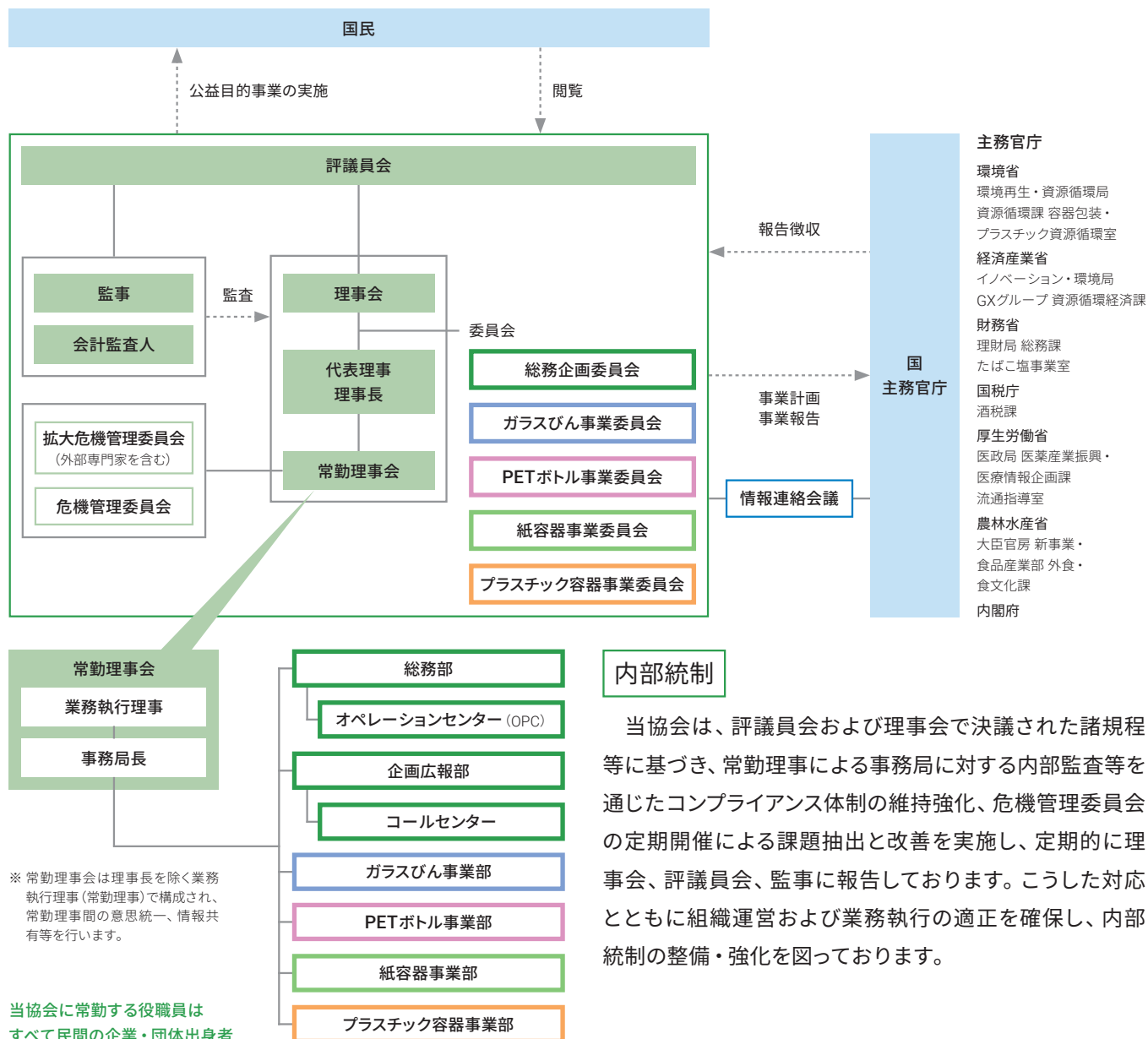
17 パートナリーシップで目標を達成しよう



消費者・市町村・事業者をつなぐプラットフォームとしての役割を發揮

ガバナンス体制について

● 体制図



不適正行為対応

当協会では、容リ法に基づく再商品化業務の適正化を図るため、再生処理事業者、運搬事業者、再商品化製品利用事業者などの不適正行為、特定事業者の委託契約の未締結や委託料金未納といった不適正行為などに関する情報の通報を広く受け付ける専用窓口を設置しております。窓口に関しては、通報者の個人情報および通報内容の取扱いに十分に配慮するとともに厳重に管理しております。



公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会「不適正行為等に関する通報受付係」

郵送 ▶ 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階

TEL ▶ 03-5532-8694 受付時間 9:30~12:00、13:00~17:30 (但し、土日祝日、9月25日、年末年始を除く)

メールアドレス ▶ report@jcpra.or.jp

● 評議員

評議員は50名。各業界団体、経済団体、NPO法人、大学教授等から選出されます(無報酬)。

評議員 所属		
一般財団法人家電製品協会	日本化粧品工業会	一般社団法人日本貿易会
一般財団法人消費科学センター	日本酒造組合中央会	日本マーガリン工業会
一般財団法人食品産業センター	日本醤油協会	日本洋酒酒造組合
公益財団法人食品等持続的供給推進機構	日本蒸留酒酒造組合	一般社団法人日本冷凍食品協会
製粉協会	一般社団法人日本植物油協会	ビール酒造組合
全国卸売酒販組合中央会	日本スープ協会	全国商工会連合会
全国菓子工業組合連合会	日本生活協同組合連合会	全国中小企業団体中央会
全国漁業協同組合連合会	日本製菓団体連合会	東京商工会議所
全国商店街振興組合連合会	日本石鹼洗剤工業会	一般社団法人日本経済団体連合会
全国食酢協会中央会	一般社団法人日本惣菜協会	全国市長会
一般社団法人全国清涼飲料連合会	一般社団法人日本即席食品工業協会	公益社団法人全国都市清掃会議
全国農業協同組合連合会	日本チェーンストア協会	全日本自治団体労働組合
全日本菓子協会	一般社団法人日本乳業協会	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット
一般社団法人全日本コーヒー協会	日本歯磨工業会	石川 雅紀 叡啓大学 副学長・ソーシャルシステムデザイン学部長・特任教授
一般社団法人日本印刷産業連合会	一般社団法人日本パン工業会	
一般社団法人日本果汁協会	一般社団法人日本百貨店協会	大塚 直 早稲田大学 法文学部 教授
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会	一般社団法人日本フードサービス協会	斉藤 崇 杏林大学 総合政策学部 教授

● 理事

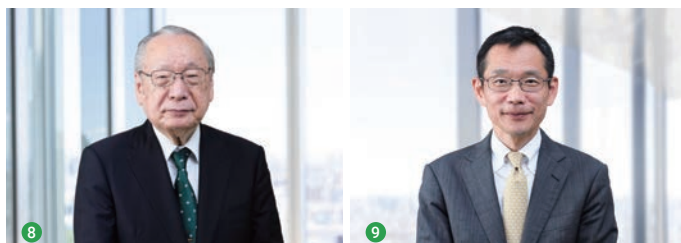
理事は20名。業務執行理事は8名。それ以外の理事は12名となり、各業種団体、経済団体等から選出されます(無報酬)。



業務執行理事	氏名
① 代表理事専務	尾原 範弘
② 代表理事常務	高山 祐志郎
③ 事務局長	高松 和夫
④ 企画広報担当	長塚 真行
⑤ ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長	佐々木 和弘
⑥ PETボトル事業部長	小宮 温
⑦ プラスチック容器事業部長	吉田 雅治

理事 所属		
紙製容器包装リサイクル推進協議会	日本ガラスびん協会	一般社団法人プラスチック循環利用協会
ガラスびん3R 促進協議会	日本商工会議所	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会
公益財団法人古紙再生促進センター	日本製紙連合会	PETボトル協議会
公益社団法人食品容器環境美化協会	日本プラスチック工業連盟	PETボトルリサイクル推進協議会

● 監事



氏名	所属	左記所属団体等での役職
⑧ 志村 晃司	志村公認会計士事務所	公認会計士
⑨ 古田 茂	本間合同法律事務所	弁護士

⑧ 理事・監事・評議員の名簿はこちらに公開しています
<https://www.jcpra.or.jp/about/#about07>

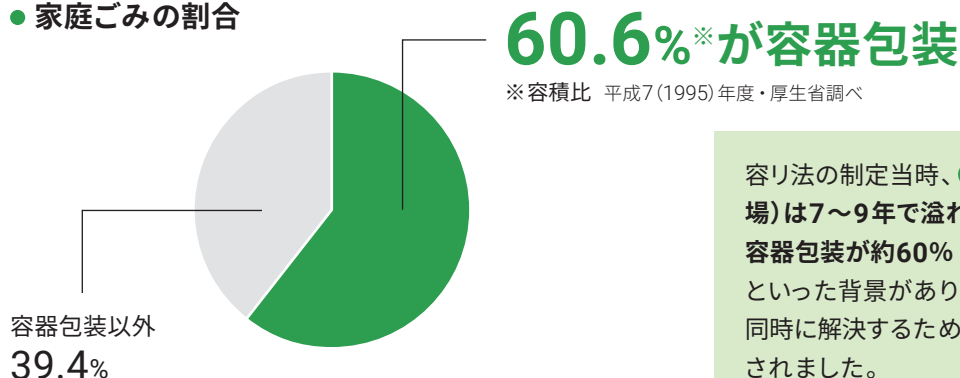




容器包装リサイクル法について

容り法制定の背景

● 家庭ごみの割合



容り法の制定当時、①一般廃棄物の埋立地(最終処分場)は7～9年で溢れてしまう状況、②家庭ごみのうち容器包装が約60%(容積比)と高い割合を占めていたといった背景がありました。2つの課題をリサイクルで同時に解決するため、平成7(1995)年に容り法が制定されました。

対象となる「容器」「包装」

● 再商品化義務の対象となる「容器」「包装」

ガラスびん



無色、茶色、その他の色の
ガラスびん

PETボトル



食料品(特定調味料※1、
乳飲料等※2)、清涼飲料、酒類用

紙製容器包装



段ボール、紙パックを除く

プラスチック製 容器包装



PETボトルを除く

※1 しょうゆ、しょうゆ加工品(めんつゆ等)、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイル)

※2 ドリンクタイプのはっ酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料

容り法で特定事業者に再商品化の義務を課しているのは上記の4品目になります。

容り法の制定当時、容器:「商品」を入れるもの(袋も含む)、包装:「商品」を包むもののうち、スチール缶・アルミ缶、紙パック、段ボールの4品目は市場価値が高く、すでに再商品化(リサイクル)ルートが確立されていたため再商品化義務の対象に含まないことになりました。

「識別マーク」の表示

資源有効利用促進法に基づき表示義務のあるマーク

PETボトル



PET

紙製容器包装



プラスチック製
容器包装



飲料用
スチール缶



飲料用
アルミ缶



関係業界団体が自主的に表示しているマーク

ガラスびん



紙パック



段ボール



識別マークの目的は、消費者がごみを出すときの分別を容易にし、市町村の分別収集を促進することにあります。事業者には「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に基づいて、飲料用のスチール缶やアルミ缶と食料品・清涼飲料・酒類のPETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装には、識別マークを付ける義務があります。また義務はありませんが、関係業界団体が自主的に表示しているマークもあります。

◎ 識別表示ルールの詳細については、経済産業省ホームページ「資源有効利用促進法」をご覧ください
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index06.html

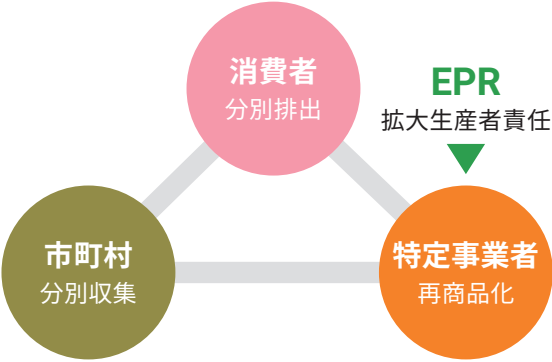


容器包装リサイクル法(容リ法)は、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化により、一般廃棄物の減量化と再生資源の十分な利用を図ることを目的として、平成7(1995)年に制定されました。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(容リ協)は、容リ法に基づく指定法人として特定事業者等からの委託を受け再商品化事業を適正かつ確実に実施していくことを使命としています。

「EPR」の仕組み

● 容リ法が定めた役割分担



EPRとは、拡大生産者責任のこと。製品ライフサイクルにおける商品使用後の廃棄物処理にまで生産者に責任が拡大されます。容リ法の役割分担は左図のとおりですが、特定事業者が個別にごみを引き取ってリサイクルを行うことは現実的に困難です。そこで、特定事業者は当協会に「再商品化」の「委託料」を支払うことでリサイクルの義務を果たし、消費者は分別排出、市町村は分別収集とそれぞれが役割を果たす仕組みになっています。

リサイクルの流れはP7-8、P15で詳しく解説しています

▶ 再商品化義務を負う特定事業者

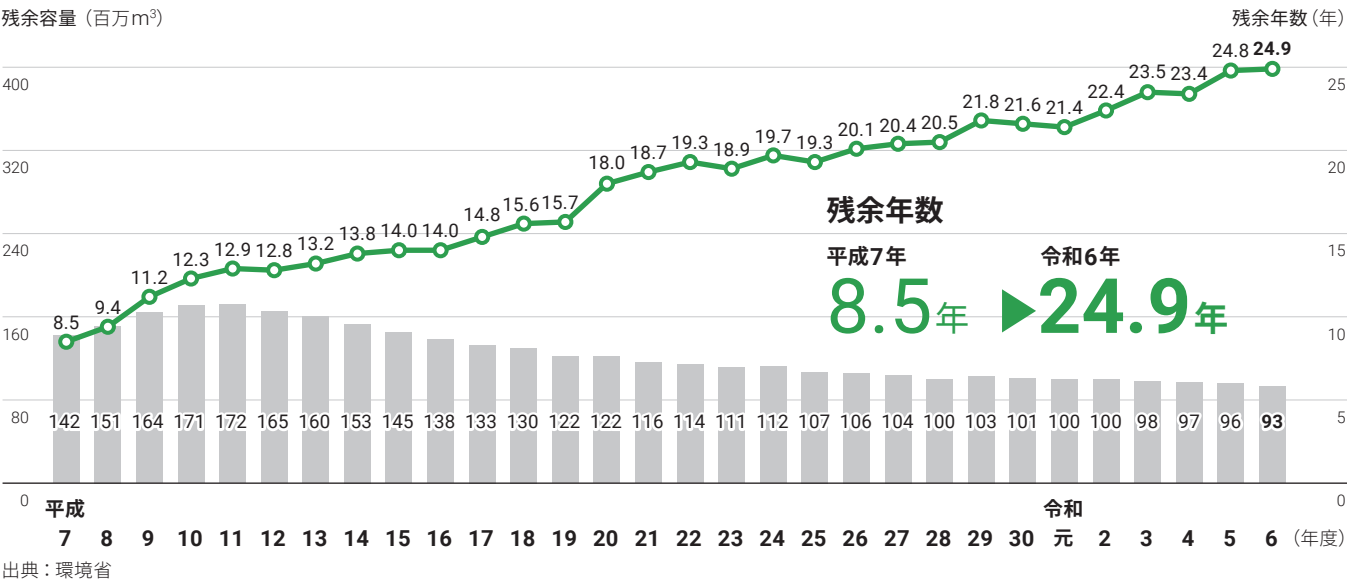
特定容器利用事業者	販売する商品に「容器」を用いる事業者または、「容器」の付いた商品を輸入する事業者
特定包装利用事業者	販売する商品に「包装」を用いる事業者または、「包装」の付いた商品を輸入する事業者
特定容器製造等事業者	「容器」を製造する事業者または、「容器」を輸入する事業者

▶ 以下の条件を満たす小規模事業者は適用を除外

業種分類	条件
製造業等	年間売上高2億4千万円以下 かつ 従業員数20名以下
商業、サービス業	年間売上高7千万円以下 かつ 従業員数5名以下

容器包装リサイクルの成果

● 一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数の推移



● 2024年度実績 リサイクル率・回収率

ガラスびん リサイクル率	PETボトル リサイクル率	紙製容器包装 回収率	プラスチック製容器包装 リサイクル率
77.2%	85.1%	20.8%	68.1% (45.2%)*

出典：3R推進団体連絡会
※ 2021年度より算定方式を見直し(カッコ内は従来の算定方式)

詳細は3R推進団体連絡会のホームページをご確認ください
<https://www.3r-suishin.jp/?p=1099>





リサイクルの流れ

皆さまのご協力に

公益財団法人 日本容器包装リサイクル

再商品化(リサイクル)の受託
委託料(リサイクル費用)の受取り

分別基準適合物等の引取り
リサイクル費用の受取り
(市町村負担分)^{※1}

委託

特定事業者

消費者

引渡し

市町村



再商品化(リサイクル) 義務の履行

分別排出

簡単な水洗い等の後、排出

分別収集

収集・分別等を行い
「分別基準」に適合させる

きちんと
委託料を
支払う!



分別ルールを
守る!



圧縮・梱包して
保管!



当協会は、特定事業者から委託を受けて再商品化(リサイクル)を実施します。特定事業者は、委託料を協会に支払うことにより再商品化の義務を履行したものとみなされます。

消費者には、市町村が定める分別排出のルールに従って容器包装ごみを排出することが求められています。正しい分別をすることで、再商品化(リサイクル)しやすく、資源として有効に使えるようになります。ほんの少しの注意を払うことがリサイクルの第一歩です。

市町村は収集・異物の除去などを行い、指定保管施設に保管した容器包装廃棄物(分別基準適合物)及び「プラスチック資源循環法」(プラ法)に基づく分別収集物^{※2}を、当協会に引渡します。

^{※1} 再商品化義務の適用が除外されている小規模事業者の排出分及びプラ法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の再商品化費用は、市町村が負担します

^{※2} 分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集したものを指します(プラスチック製容器包装廃棄物を含む)

④ 分別の対象となる「容器」「包装」はこちらでご覧頂けます
<https://www.jcpa.or.jp/law/overview.html#link02>



④ 容リ法とプラ法の関係については詳しくはこちらをご覧ください
<https://www.jcpa.or.jp/law/promote.html>



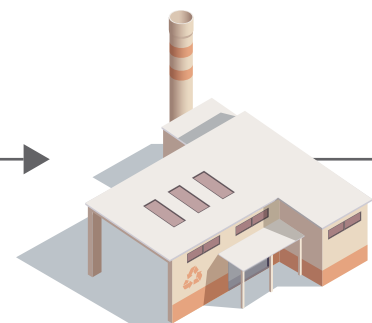
よってリサイクルは成り立っています。

協会

再商品化(リサイクル)業務の委託
分別基準適合物等に係るリサイクル費用の支払い

受託

再商品化事業者



「分別基準適合物等」を
運搬・再生処理

再生処理して
再商品化!



当協会は、再商品化事業者に指定保管施設から分別基準適合物等の引取り及び再商品化(リサイクル)を委託します。再商品化事業者は毎年、当協会の審査を通った事業者の中から指定保管施設ごとに一般競争入札により選定されます。入札は、全国の保管施設を対象に一斉に行われ契約期間は1年です。



PETボトルは年2回入札

再商品化製品

ガラスびんは…



カレット

PETボトルは…



フレーク、ペレット

紙の容器や
包装は…



古紙破砕、固形燃料など

プラスチックの
容器や包装は…



ペレット、フラフなど

再商品化製品
利用事業者

再商品化製品の
利用状況

ガラスびんメーカー
など



- びん原料
- 建築材料
- 土木材料

PETボトルメーカー、
シートメーカー、
繊維メーカー
など



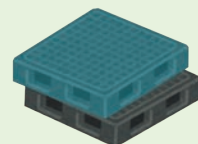
- ボトル
- シート
- 繊維
- 成形品

製紙メーカー
など



- 製紙原料
- 固形燃料
- 材料リサイクル
(家畜用敷料)

プラスチック
成形メーカー、
鉄鋼メーカー
など



- 材料リサイクル
(パレット、再生樹脂など)
- ケミカルリサイクル
(コークス炉化学原料、
ガス化、高炉還元剤)

令和7年度の取り組みを振り返って

令和7年度の日本経済は、日経平均株価が史上初めて5万円を突破し、2年連続で5%超の賃上げが行われるなど、好循環を維持した一方、人手不足は依然として深刻で、企業倒産は2年連続で1万件を超えました。米国の関税政策や円安進行、ウクライナ情勢や中東情勢といった外部環境の激変にもさらされ、不確実性を伴う1年となりました。

社会変動に対応しつつ着実かつ円滑な再資源化を実現

令和8年6月29日の臨時理事会において、西山純生の後任として専務理事に就任しました。さて、新体制として引き継いだ令和7年度の市町村からの分別基準適合物等の引取量は約110万トンと、令和3年度の約128万トンをピークに、4年連続で減少しました。要因としては、特定事業者によるリデュースの成果のほか、人口減少に加え所得の伸びが物価上昇を上回らないことによる消費者の買い控え、令和4年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ法）が施行されたことなどによる市町村の独自処理の増加等の影響が考えられます。

引取量減少と同様に、再商品化製品販売量は過去最多だった令和3年度約100万トンから4年度約96万トン、5年度約92万トン、6年度約88万トンと減少傾向にあり、7年度も約79万トンと前年度比

10.4%減となりました。一方で再商品化事業者へ支払う委託費用総額は運搬費、人件費、光熱費ほか諸経費の増大が影響し、約521億円※と前年度の約493億円に比べ約5.7%増となりました。

再商品化実施委託契約を締結した特定事業者は、令和4年以前は8万社台で推移していましたが、令和7年度は79,821社となりました。ただし、倒産・廃業件数が高い水準であることなどを勘案すると継続的な普及啓発活動、ただ乗り事業者（再商品化義務の不履行特定事業者）対策が、一定の効果をあげていると考えられます。

社会経済動向の影響を受ける中、関係各位のご理解とご協力をいただき、着実に再商品化事業を実施できました。

※ プラスチック資源循環法第33条（認定計画に基づく再商品化）対応分約35億円を含む

プラ法に基づく引取量および再商品化委託料

※ 数字については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

※ 税込、（ ）内は前年度

令和7年度 プラ容器包装	市町村等からの引取量(トン)	再商品化委託料(千円)
容リ法(従来ルート)プラ容器包装	450,602 (541,294)	42,697,615 (41,599,275)
プラ法32条(容リルート)プラ容器包装	156,405 (92,017)	
プラ法33条(認定計画)プラ容器包装	57,360 (35,728) 認定事業者が引取り	3,549,602 (2,174,693)
合計	664,367 (669,039)	46,247,217 (43,773,968)

令和7年度 製品プラ	市町村等からの引取量(トン)	再商品化委託料(千円)※
プラ法32条(容リルート)製品プラ等	19,576 (13,604)	1,281,206 (843,115)

※ 製品プラの再商品化委託料は市区町村が負担しています。

不確実性の高い社会経済環境の中、
着実に再商品化事業を遂行し、
循環型社会の構築に貢献しています

尾原 範弘

代表理事専務



資源循環社会の構築に向け、3つの取り組みを推進

当協会では、資源循環型社会の構築に向け、令和7年度は大きく3つの取り組みを推進しました。

1つ目は、再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みです。ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4素材すべてにおいて事業者の業務実施状況・契約遵守状況を把握するため、再商品化・製品販売実績の月次報告を精査。さらに、現地検査を行い、安全・衛生管理、法令遵守についての指導・アドバイスを行ったほか不適正行為には迅速に改善措置を講じました。また、再商品化製品の品質向上や残渣の削減に向け、分別基準適合物及びプラスチック分別収集物（プラ分別収集物）の品質調査を実施するとともに、引取対象市町村への品質改善に向けた取り組みの要請、アドバイスも行いました。

2つ目は、運用3年目となるプラ法に基づく再商品化の着実な実施と、「改正資源有効利用促進法」への対応です。プラ法32条に関しては、特定のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）の再商品化では、201市町村から120件の申込があり、前年度から大きく数を伸ばしました。同33条での再商品化は市町村に責任がありますが、当協会でも市町村・再生処理事業者の報告内容の精査を行いました。また、報告受付などを一元管理する専用システムを導入し省力化も実現しました。令和7年5月成立の「改正資源有効利用促進法」に基づき、環境省と経済産業省が①収集量と処理能力の切迫へ

の対応、②社会変化に対応した適切な再商品化費用の実現、③再商品化の量・質の拡大向上、④再生材利用の一層の促進を図るべく、「プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会」を設置し検討を開始。当協会と両省の三者で、具体的な運用制度について延べ25回の協議・検討を行いました。これは令和8年度も継続していきます。

3つ目は、容リ制度の周知、とりわけ再商品化義務履行の促進に向けた啓発活動の拡充です。公平な負担のため、委託申込が必要と思われる事業者リストを作成し、主務省へ提示するとともに指導強化を要請するなど、ただ乗り事業者対策を講じました。加えて、関連業界団体への周知・啓発の協力依頼も幅を広げて継続した結果、過年度の再商品化義務不履行の遡及分について451社から約6億8千万円の支払いを得ました。啓発活動では、ホームページやSNS、会報「容リ協ニュース」、年次レポートのコンテンツ拡充に加え、環境に関する展示会「エコプロ」での展示内容拡充にも取り組みました。

このほか、リチウムイオン電池などの混入による発煙発火トラブル防止に向けた検討会や、啓発支援のための出前授業、講演も実施しました。

令和8年度以降も様々な課題が現れると思いますが、変化に的確に対応しつつ資源循環型社会の構築に向け、協会一丸となって真摯に取り組んでまいります。

素材別の再商品化実施状況

4つの素材ごとに、

ガラスびん事業部

紙容器事業部

佐々木 和弘

ガラスびん事業部長
紙容器事業部長

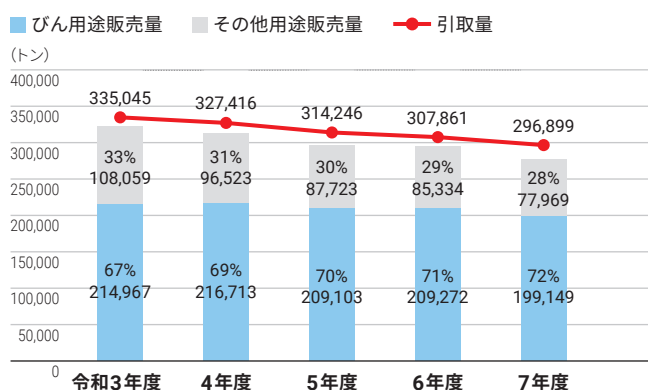
〰️ びん製品の流通量が減少する中、 回収量増加と品質の向上に努めました 〰️

日本ガラスびん協会の発表によりますと、令和7年（暦年）のガラスびん出荷量は79万1,480トンで前年比94.5%となり、また、本年3月31日に環境省発表の令和6年度のガラスびん分別基準適合物の引度量実績では、56万8,870トンで前年比95.8%の結果となりました。

このような状況の中、令和7年度の市町村からの引取量は3色合計で29万6,899トン、前年比96.4%となっており、今後もびん製品の流通量の減少とリサイクルに回るガラスびん回収量の減少傾向は続くものと予測されています。令和7年度では再商品化事業者への現地検査による法令遵守面、安全衛生面の管理活動と並行して17市町村を訪問し、市町村が回収、選別する段階で細かく割れて色分けできず、再資源化できない残渣を減らすために収集運搬、選別方法の改善に向けたアドバイスを行いました。

また、その他の色のガラスびんの中に無色、茶色のガラスびんが混在して収集されることがないように啓発活動を行うとともに、化粧びんの再資源化要請などにも取り組むことで、ガラスびんの回収量と品質の向上に向けた動きにも注力いたしました。

ガラスびん引取量・販売量推移



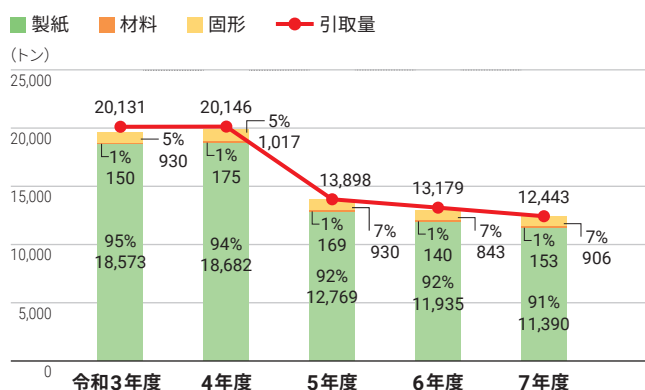
〰️ 紙製容器包装のリサイクル率向上を目指し 品質の安定に取り組みました 〰️

令和7年（暦年）の国内における紙、板紙の生産量は2,053万8千トン、前年比で97.3%の結果でした。また令和7年（暦年）の古紙回収量は1,628万4千トンで前年比97.1%となっております。

このような状況の下、令和7年度の紙製容器包装の市町村からの引取量は1万2,443トン、前年比で94.4%となり減少傾向が続く状況です。当協会より引き渡す紙製容器包装の利用状況は、製紙原料としての品質の高さが評価されており、さらなる品質の安定を目指し再商品化事業者、44事業者53施設について現地検査を実施しました。

一方で紙製容器包装のリサイクル率（回収率）は20%台前半となっており、他素材のリサイクル率に比較しても著しく低い状況であることから、「可燃ごみ」として処理している市町村に対して、紙製容器包装として分別収集の取り組みを広げていただけるように働きかけていくことが、資源循環システムを維持するためにも急務と考えます。古紙不足の解消に向け市町村訪問の頻度を上げることで、雑がみの掘り起こしなどのアプローチも行いながら、古紙回収量を上げる取り組みを推進しています。

紙製容器包装引取量・販売量推移



再商品化事業を取り巻く状況や課題、取り組みなどをご報告します。



PETボトル 事業部

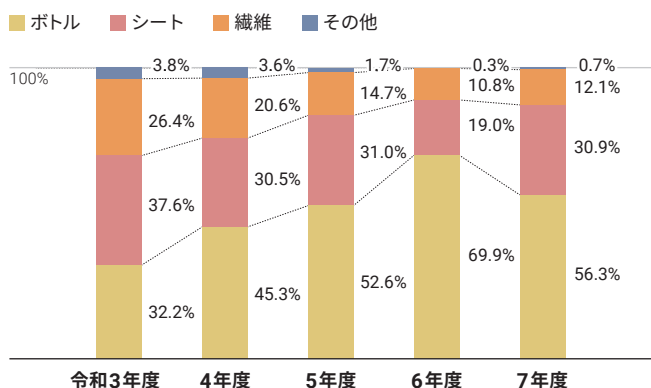
小宮 温
PETボトル事業部長

🌸 取り巻く環境が大きく変化する中 着実な再商品化を実施しました 🌸

PETボトルリサイクルを取り巻く環境は大きく変化しています。ロシアとウクライナの紛争や米・イスラエルとイランの衝突に伴う原油価格と為替変動によるバージンPET樹脂の急騰からくる、使用済みPETボトルの需要の高まりなどがあげられます。

このような状況の中、経営が悪化した再商品化事業者もありリサイクル事業継続を断念する事業者が一部ありましたが、大きな問題もなく適切な再商品化を着実に実施しました。継続課題のひとつであるPETボトルボール品質向上の取り組みに関しては、市町村・一部事務組合への訪問及びヒアリング、主務省庁や関連団体との情報交換を実施し、令和9年度からの改定を目的に品質調査の実施内容、評価項目等見直しの検討を開始しています。また再商品化事業者において労働災害が増えていることから、昨年に引続き労働災害削減に向けて「労働災害防止に関する研修会」を開催いたしました。事業者間の落札量の差が拡大していること、再商品化製品によっては低迷しているものがあることなど課題もあります。取り巻く環境の変化を正確に把握して、適切な施策により資源循環を実施し、PETボトルリサイクルの推進に貢献していきます。

再商品化製品利用状況の推移



プラスチック 容器事業部

吉田 雅治
プラスチック容器事業部長

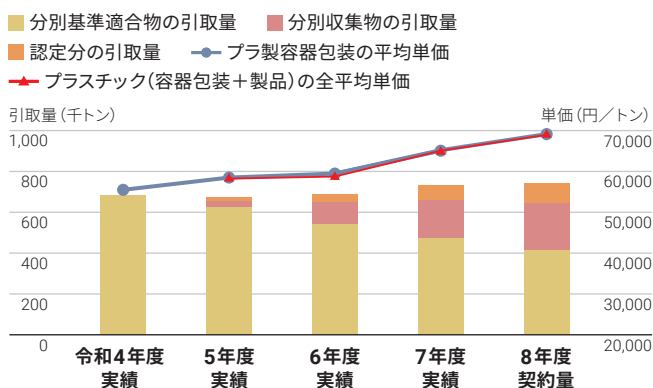
🌸 製品プラの申込み増への確実な再商品化対応と 資源循環を高める運用ルール見直しに努めます 🌸

プラ法の運用開始から3年が経過して、令和7年度は製品プラとの一括回収である分別収集物の申込件数は120件（前年度87件）、引取量は全体の28%（前年度16%）となり堅調に増加しています。

課題は、落札単価が年々上昇していることで、その主な理由は処理経費の上昇に加えて、引取量に対して再生処理能力の余力が少ないことがあげられます。新規事業者の登録など処理能力増への活動を強化しています。リチウムイオン電池の混入による発煙発火事故も処理能力に影響します。令和7年度は焼失こそありませんでしたが、ライン停止時間は累計で144時間となりました。発煙発火事故ゼロ化に向けて各ステークホルダーの皆さまと引き続き協働したいと考えております。今後とも一括回収の申込増に伴う引取量のさらなる増加が見込まれる中で確実な再商品化に努めてまいります。

また、改正資源有効利用促進法が成立したことを受け、国は「プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会」を開催しました。具体的な運用ルールについて、環境省、経産省、当協会の三者で検討を重ね、一部の内容については令和8年度の入札制度に反映しました。引き続きより良いルールとなるよう努めてまいります。

プラスチック(容器包装+製品)の引取量と平均単価の推移



当協会では、容器包装リサイクル事業のほかにも、市町村や事業者の皆さま、消費者の

TOPICS 1 理事会・評議員会を開催しました

令和7年度は理事会を3回(6・10・12月)、評議員会を2回(6・12月)、それぞれ開催しました。主要な議案として事業計画・報告、予算・決算、役員の選任、そして再商品化委託単価などの審議・決議、各種報告を行いました。加えて再商品化の実績やリスク管理、発火危険物の混入トラブル、再商品化義務不履行事業者への対応状況についても報告。これらの会議体を通じて制度の適正な運営に努めるとともに、年2回の監事会(5・11月)とあわせて、業務の透明性と信頼性の維持・向上を図りました。



6月開催の評議員会の様子

TOPICS 2 各種説明会等による普及・啓発を行いました

再商品化事業への理解を深めていただくため、関係者を対象とした各種説明会を開催しました。具体的には、市町村・一部事務組合の一般廃棄物担当者向け説明会をはじめ、特定事業者向けの容器包装リサイクル制度説明・個別相談会、再商品化登録希望事業者向け説明会、登録再生処理事業者向け入札説明会、再商品化業務契約事業者業務手続説明会、そしてプラ法第32条に基づく再商品化に関する市町村・一部事務組合向け説明会などを実施。また、特定事業者団体などにおける講演を通じて、さらなる普及・啓発活動にも努めました。



各地で特定事業者向けに「容器包装リサイクル制度説明会」を開催

TOPICS 3 「エコプロ2025」で子どもたちに分別やリサイクルの大切さを発信しました

令和7年12月10日から12日まで、東京ビッグサイトで開催された「エコプロ2025」に出展。環境やSDGsに関する国内最大級の展示会であり、分別やリサイクルの大切さを生活者に伝える機会と位置づけました。ブースでは「ゲーム+クイズ+解説+映像」を組み合わせた体験型展示を実施。子どもたちが楽しみながら分別を学ぶ姿が多く見られたほか、再商品化後の製品を現物やサンプルで紹介し、リサイクルをより身近に感じてもらうとともに、その大切さを実感するきっかけを提供しました。



分別やリサイクルを「日々の行動につなげること」の大切さを発信

方々への普及・啓発、情報提供や交流・協力などに取り組んでいます。

TOPICS 4

リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組みを行いました

リチウムイオン電池等危険物混入トラブルの解決に向けNPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット(鬼沢良子理事長)と共同で、自治体、事業者、生活者、国など関係者と連携した「リチウムイオン電池トラブル防止に関するマルチステークホルダー検討会合」を今年度も開催しました。会合では課題解決に向けた取り組みや技術に関する情報が共有され、リチウムイオン電池によるトラブル防止に向けた連携強化と具体的な解決策などについて意見交換。今後も多角的な視点から関係機関と協働していくことを確認しました。



会場とオンラインを合わせて約180名のステークホルダーが参加

TOPICS 5

「労働災害防止に関するセミナー」を実施しました

前年に引き続き、9月16・17日の両日、労働災害防止を目的としたWEBセミナーを開催しました。特別民間法人中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンター安全管理士の宮本繁徳氏を講師に迎え、容器包装リサイクル事業における基本的な災害防止策、回転体設備への挟まれ・巻き込まれ事故防止、高齢労働者への配慮、熱中症対策などについて説明。今回はPETボトル、ガラスびん、紙製容器リサイクル事業者のうち希望された約220名が参加。リサイクル現場における安全意識のさらなる向上を図りました。



再商品化事業者向けに「労働災害防止に関するセミナー」を開催

TOPICS 6

海外関係機関との交流を推進しました

世界的に容器包装リサイクルへの注目が高まるなか、海外からの日本の容リ制度とその運用についての説明・意見交換の依頼に積極的に対応しました。JICA(国際協力機構)での講演などを通じ中南米、東南アジア、アフリカといった諸国からの訪問者と計5回、意見交換を通じた相互理解と交流に努めました。また、国内関連団体のメンバーとともに中国を訪問し、主にプラスチック再生材料の技術動向や利用状況の調査を行い、最新の資源循環の取り組みについて情報収集するとともに、関係機関との意見交換を行いました。



JICA研修の様子で日本の容リ制度を説明

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。金額は消費税入です。

令和7年度の再商品化実績 ()内は前年度



POINT

①

引取実績 計110万トン

※ 令和6・7年度の引取量にはプラ法に基づく分別収集物を含むが、33条認定分は含んでいない

1,591市町村からの分別収集物の引取実績は約110万トンとなりました。新型コロナ禍中にあった令和3年度に過去最多(約128万トン)となったのち、4年度以降4ヵ年連続で減少しています。これは、容器包装の減量化に加え、市町村によるPETボトルの独自処理の増加や、プラスチックにおける認定ルートの増加なども影響していると考えられます。

POINT

②

販売実績 計79万トン

再商品化事業者140社による再商品化製品の販売実績は約79万トンと、前年度の約88万トンから約9万トン減少しました。販売量は引取量の動向に比例する傾向にあり、令和3年度の約100万トンをピークに4年度以降4ヵ年連続の減少が続いています。

POINT

③

再商品化委託費用 約521億円

再商品化事業者へ支払う再商品化委託費用は約521億円と、前年度の約493億円から約28億円増加しました。増加の要因としては、運搬費・人件費・光熱費など事業運営に要する様々な費用の高騰があげられます。また、同委託費用に含まれるプラスチック資源循環法に基づく費用も拡大しており、第32条対応(市町村が費用負担)の製品プラ等に係る費用が約13億円(前年度約8億円)、第33条対応(特定事業者が費用負担)の認定計画分の容リプラに係る費用が約36億円(前年度約22億

● 4素材の引取実績

(トン)

	令和7年度	前年度差
■ ガラスびん	296,899	-10,970
■ PETボトル	165,957	-20,364
■ 紙	12,443	-736
■ プラスチック	626,583	-20,332
合計	1,101,881	-52,402

● 4素材の販売実績

(トン)

	令和7年度	前年度差
■ ガラスびん	277,118	-17,488
■ PETボトル	135,786	-25,548
■ 紙	12,450	-468
■ プラスチック	360,556	-48,486
合計	785,910	-91,990

円)と、いずれも前年度から増加したことも影響しています。一方、PETボトルに関しては、有償・逆有償を併せた通期の落札単価が▲63,776円/トンと前年度(▲65,208円/トン)よりも逆有償に振れたものの、落札数量における有償分比率は97.4%と前年度の96.9%からわずかに増加しました。しかし引取量が前年度よりも減少したことから、有償分委託料(PETボトルと紙製容器包装の合算)は約118億円(前年度約137億円)となりました。

POINT

④

容リ協の事業経費 約30億円

再商品化事業を運営するために要した容リ協の経費は約30億円(前年度約32億円)でした。主な内訳は消費税など11.7億円(前年度約14.4億円)、現地検査や品質

調査などの設備調査費6.0億円(前年度約5.4億円)、基幹システム関係費4.7億円(前年度4.5億円)、人件費3.3億円(前年度3.2億円)です。

引取量

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

引取量に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます
<https://www.jcpa.or.jp/library/record/#link01>



● 市町村からの引取量

計 **110** 万トン

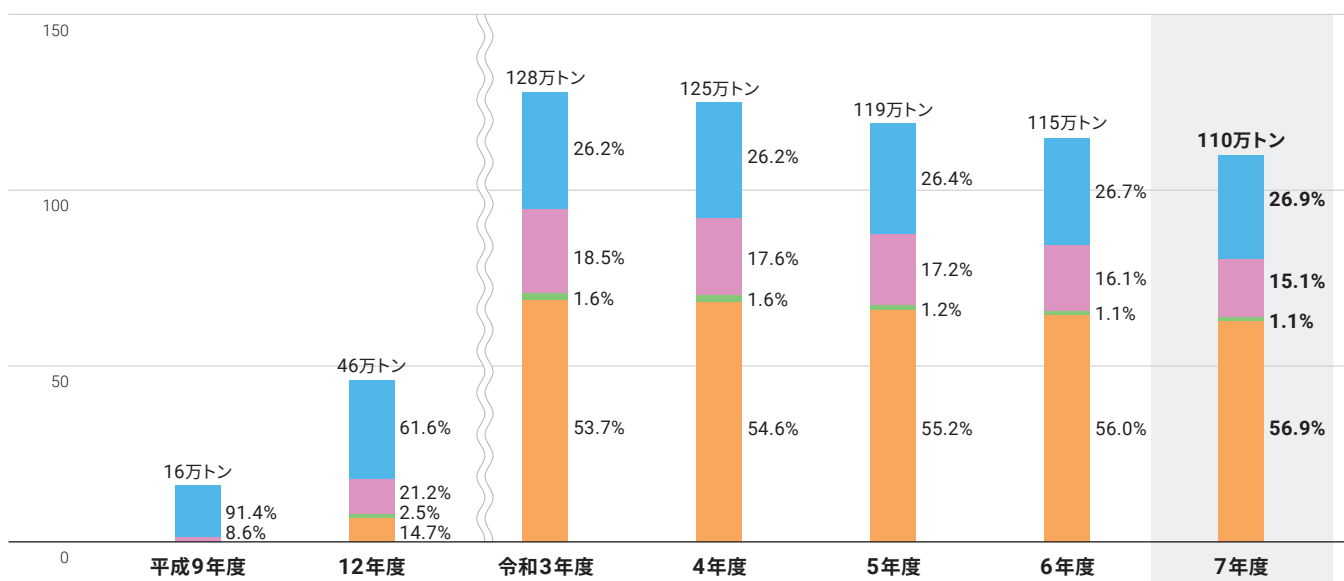
■ ガラスびん	30万トン
■ PETボトル	17万トン
■ 紙	1.2万トン
■ プラスチック	63万トン

※ 引取量とは異物の除去などを行った容器包装廃棄物（分別基準適合物）の量です。110万トンには「プラ法」に基づく分別収集物を含みます。

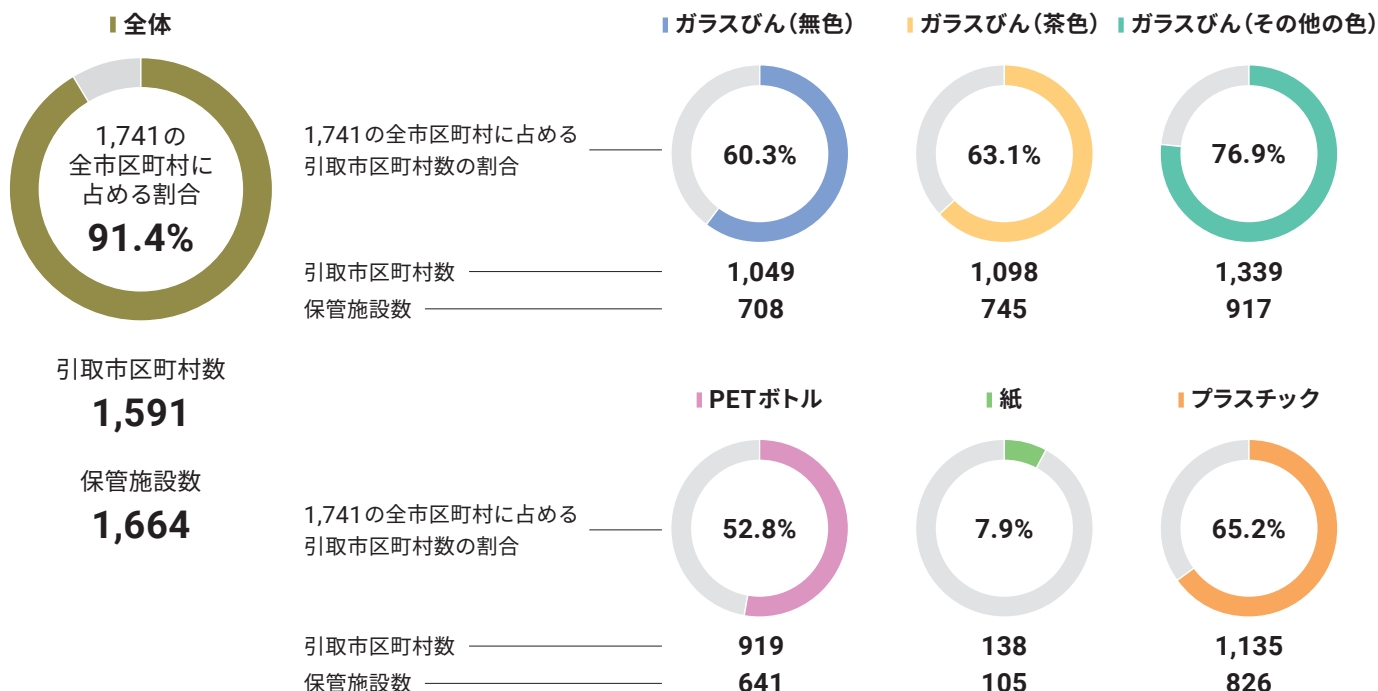
● 市町村からの引取量実績

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック

(万トン)



● 引取市区町村数／保管施設数



販売量

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

販売量に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます
<https://www.jcpra.or.jp/library/record/#link02>



● 再商品化製品販売量

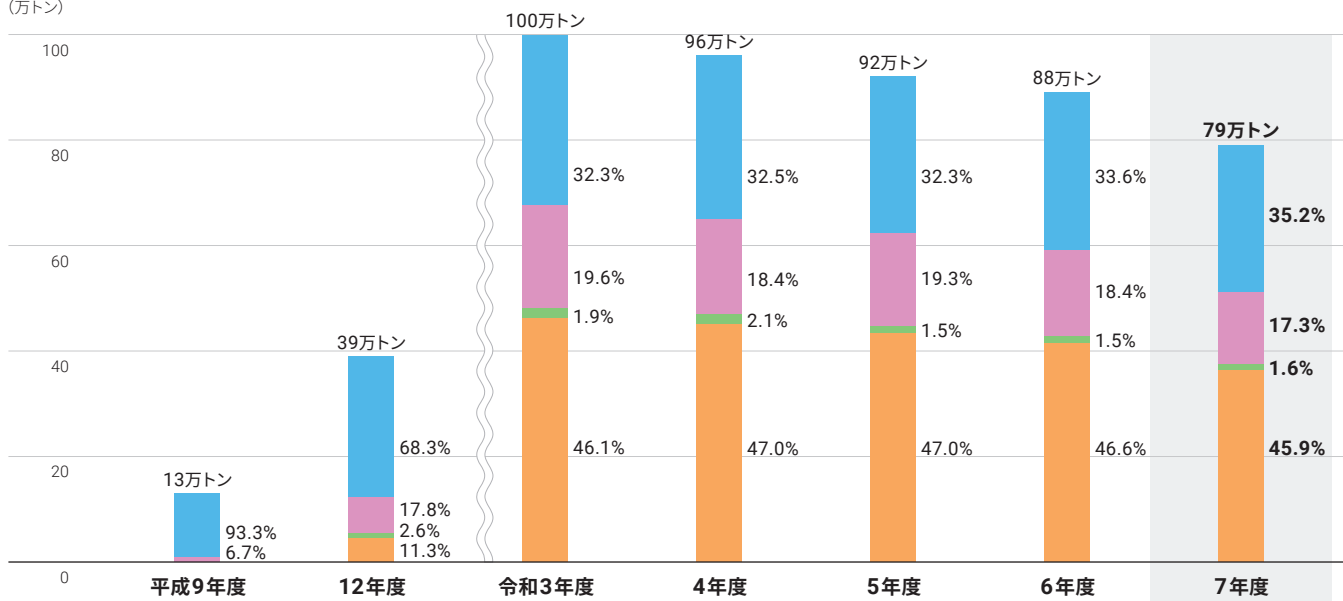
計 **79万トン**

■ ガラスびん	28万トン
■ PETボトル	14万トン
■ 紙	1.2万トン
■ プラスチック	36万トン

● 再商品化製品販売量実績

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック

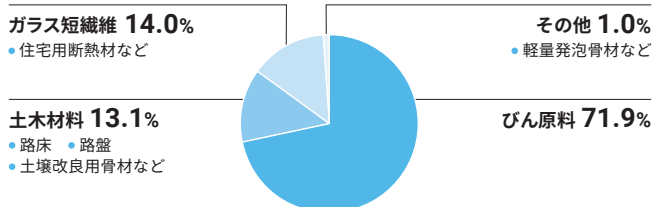
(万トン)



● 令和7年度引取分の再商品化製品利用状況

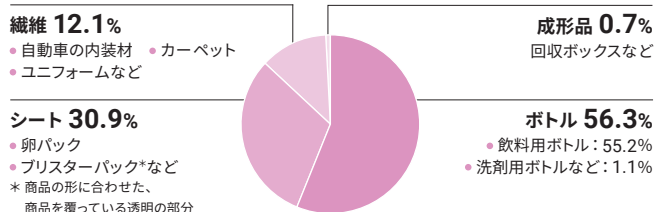
■ ガラスびん

協会の引取実績量： **296,899トン**
 再商品化製品販売量： **277,118トン**



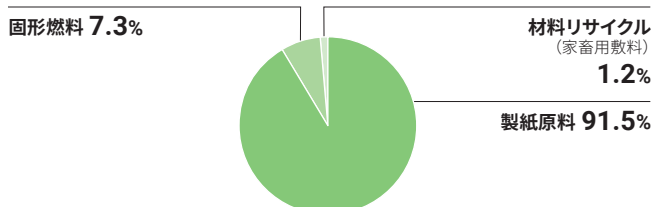
■ PETボトル

協会の引取実績量： **165,957トン**
 再商品化製品販売量： **135,786トン**



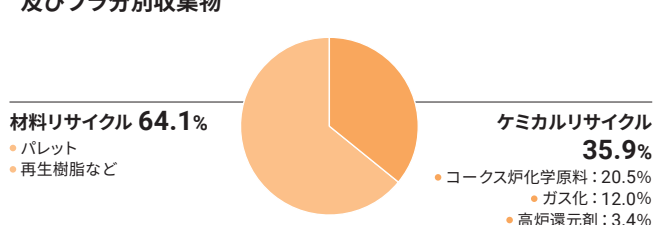
■ 紙製容器包装

協会の引取実績量： **12,443トン**
 再商品化製品販売量： **12,450トン**



■ プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物

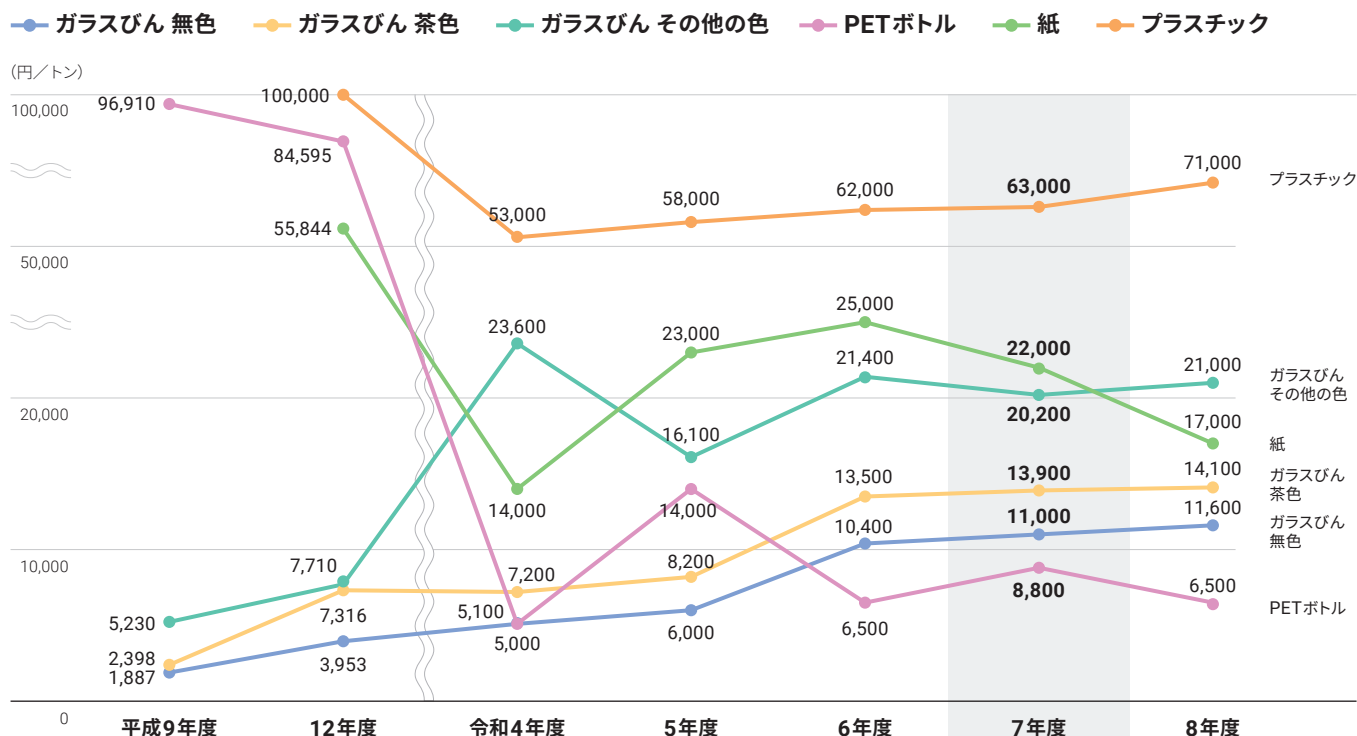
協会の引取実績量： **626,583トン**
 再商品化製品販売量： **360,556トン**



再商品化実施委託関連

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

● 再商品化実施委託単価



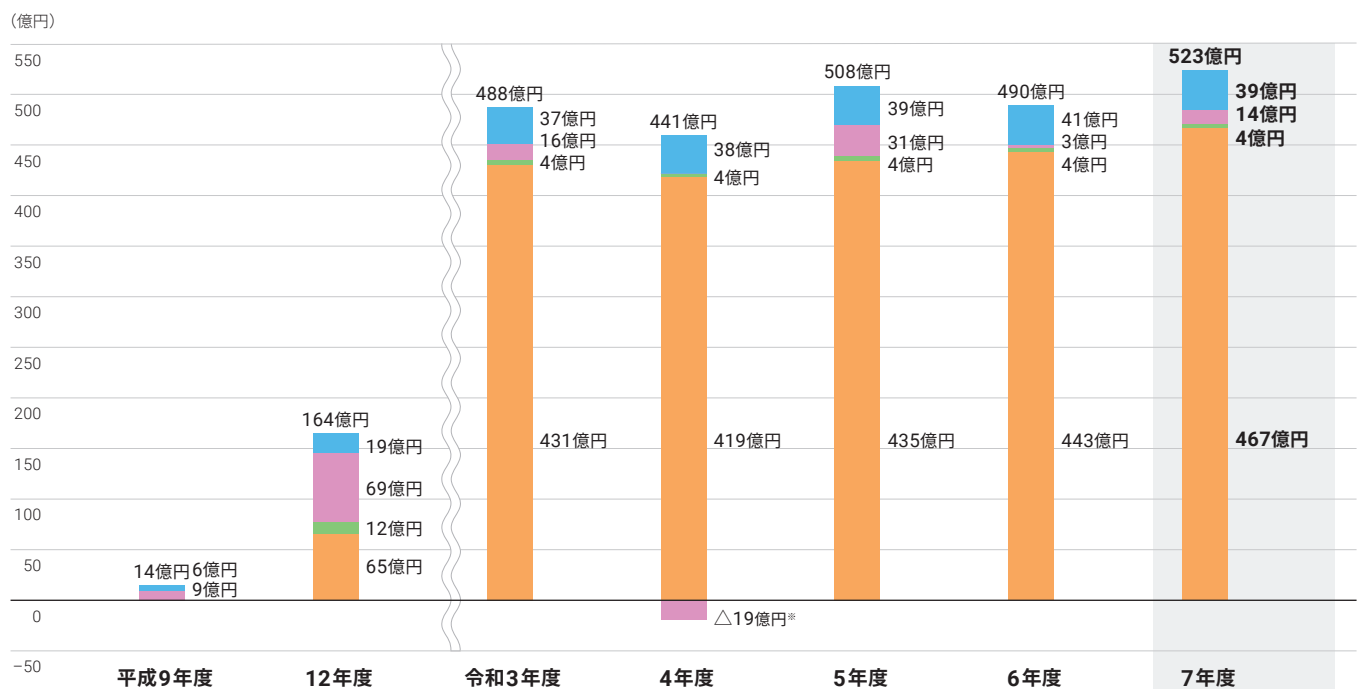
※ 消費税抜きの単価です

※ 令和8年度の再商品化実施委託単価は令和7年度に決められたものです

● 再商品化実施委託料 特定事業者 → 容リ協

523億円

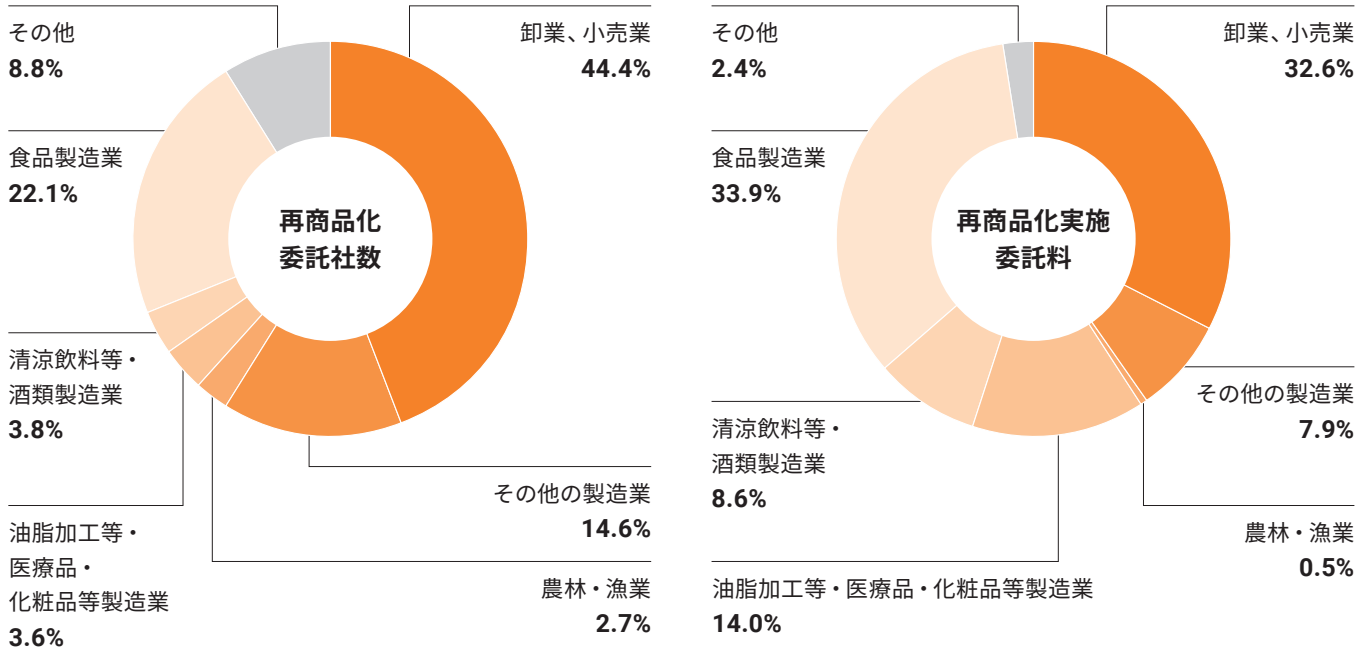
■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック



※ 年度終了後、当該年度における再商品化実施委託事業に要した総費用と、特定事業者が負担した再商品化実施委託料金(予定金)総額との間に生じる過不足について精算を行います。精算によって返金される場合と、追徴される場合があり、返金額が負担額を上回った場合はマイナスで表記しています



● 特定事業者業種別構成



※ 再商品化委託社数は一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っているコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等は1社としてカウントし計17,054社の構成になります

● 特定事業者申込社数

79,821 社

(単位: 社)

	平成12年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
■ ガラスびん	3,803	2,968	2,942	2,911	2,892	2,874
■ (無色)	(3,208)	(2,525)	(2,487)	(2,464)	(2,450)	(2,438)
■ (茶色)	(1,722)	(1,277)	(1,262)	(1,234)	(1,233)	(1,216)
■ (その他の色)	(1,548)	(1,053)	(1,035)	(1,018)	(1,025)	(996)
■ PETボトル	962	1,199	1,179	1,162	1,151	1,160
■ 紙	41,206	66,602	66,872	66,446	66,842	66,610
■ プラスチック	56,944	78,875	78,781	78,136	78,497	77,908
総数	59,449	80,253	80,120	79,430	79,919	79,821

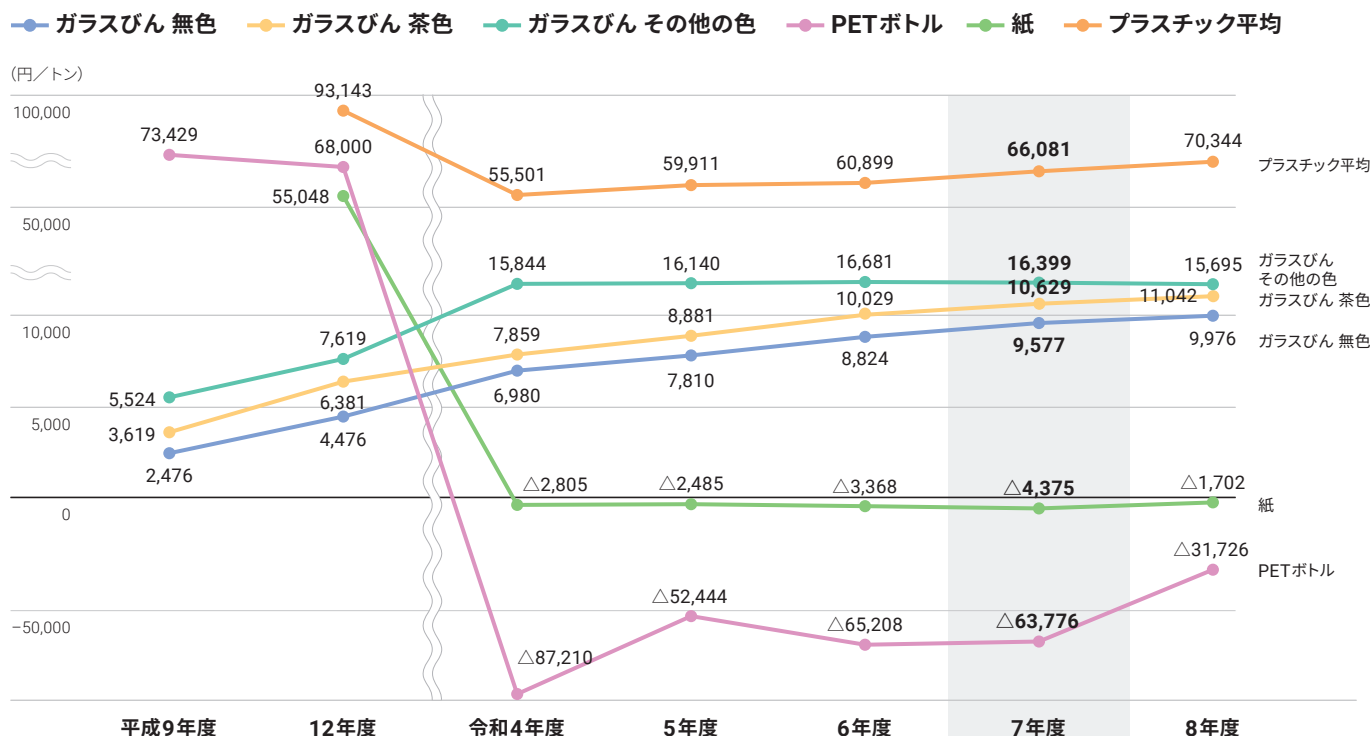
※ 1社で複数の素材を使用している場合もあるため、素材ごとの申込社数の合計と総数は一致しません

再商品化事業関連

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

落札に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます
https://www.jcpra.or.jp/library/bid-result/overview.html

● 落札単価(加重平均)



※ 消費税抜きの単価です

※ 令和8年度の落札単価は令和7年度入札の入札結果です

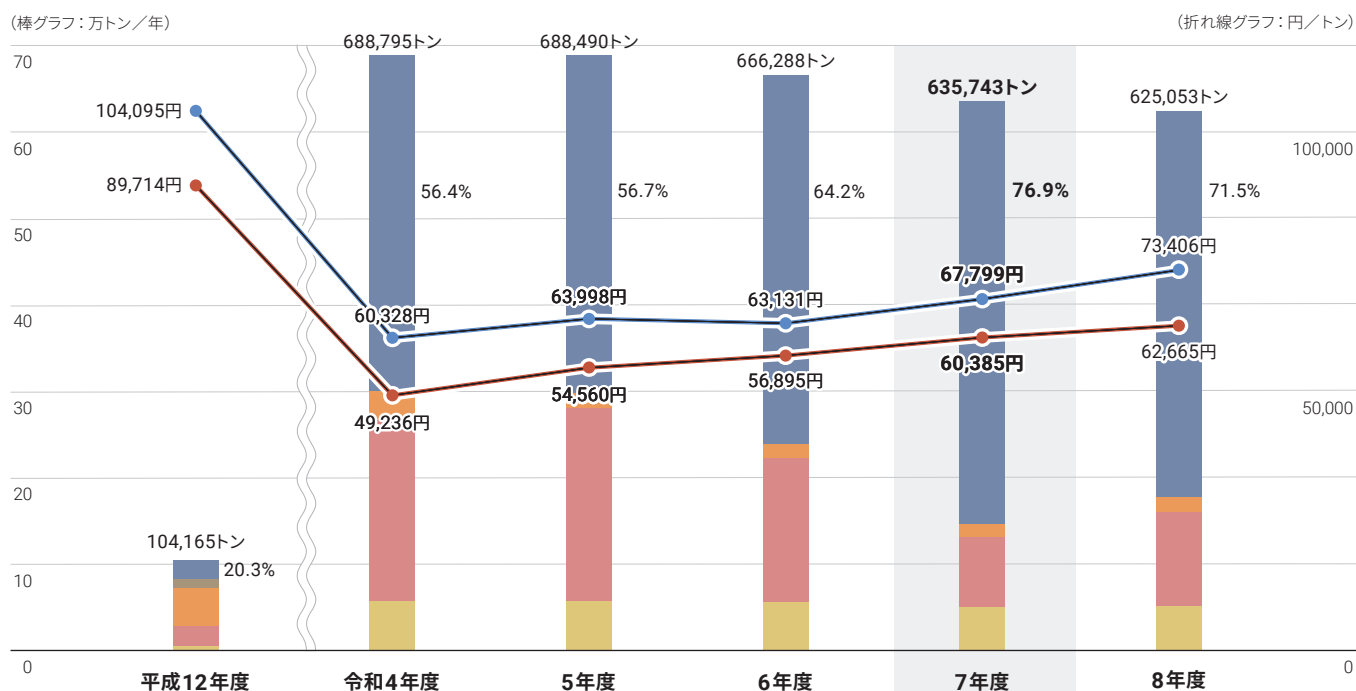
※ 令和8年度のPETボトルは、上半期分(令和8年4月～9月)の単価です

※ 「プラスチック平均」は白色トレイ、容リプラ、製品プラすべての合計です

● プラスチック製容器包装 再商品化手法別落札量構成比、落札単価(加重平均)の推移(白色トレイを除く)

■ 材料リサイクル ケミカルリサイクル [油化 高炉還元剤化 コークス炉化学原料化 ガス化]

— 材料リサイクル落札単価 — ケミカルリサイクル落札単価



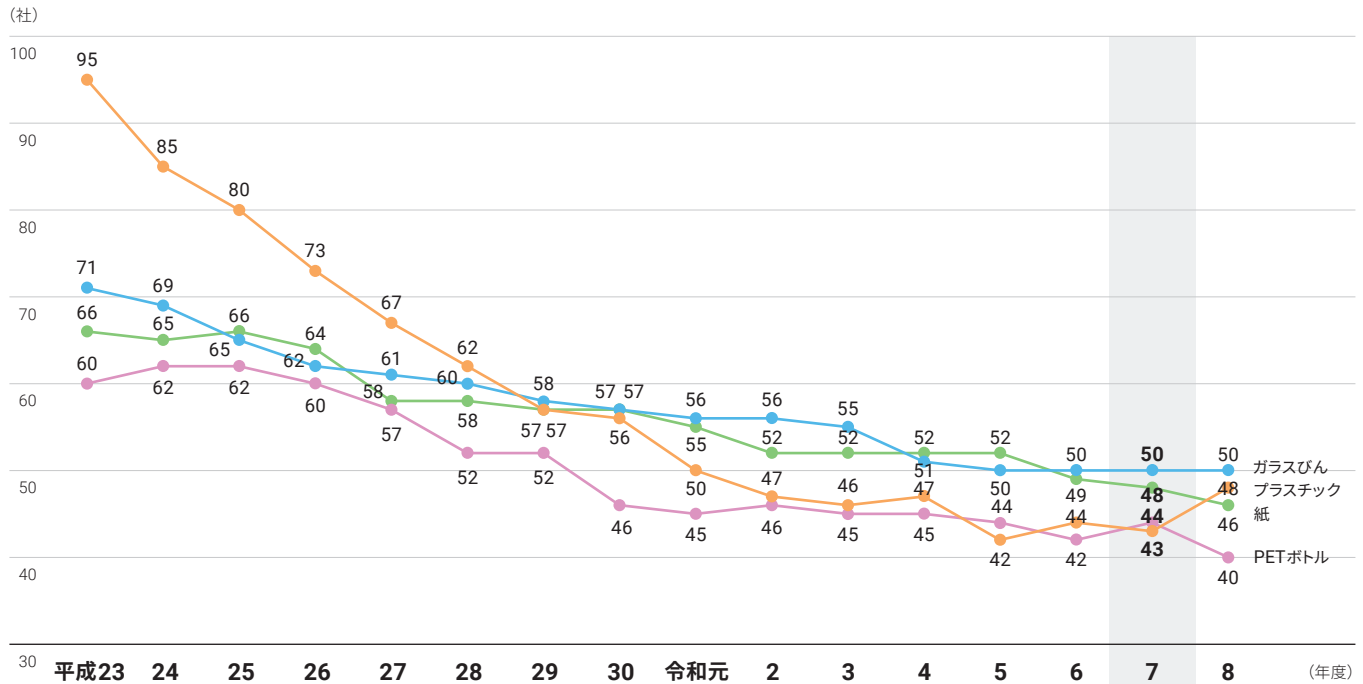
※ 消費税抜きの単価です

※ 令和8年度の落札単価は令和7年度入札の入札結果です



● 再商品化事業登録事業者数の推移

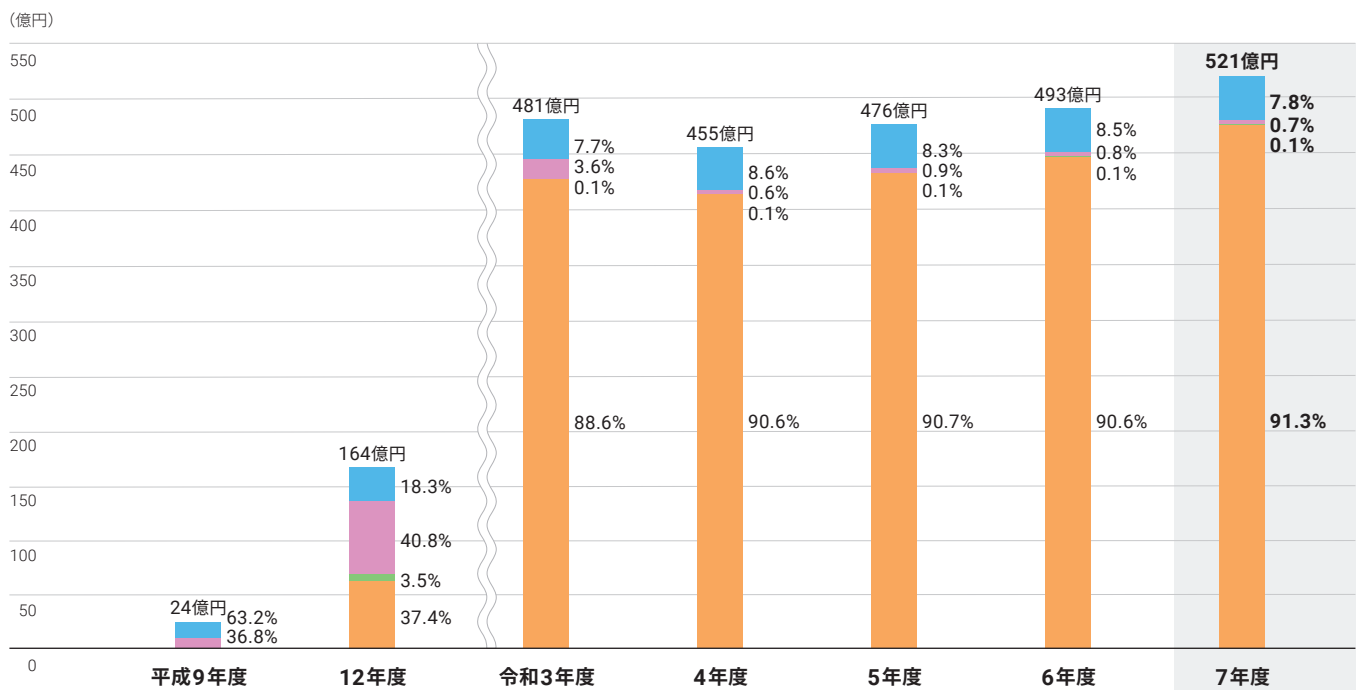
● ガラスびん ● PETボトル ● 紙 ● プラスチック



● 再商品化委託費用(逆有償分) 容リ協 ➡ 再商品化事業者

521 億円

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック



※ 令和5年度はプラ法第33条(認定計画に基づく再商品化) 対応分約9億円を、6年度は約22億円を含みます

容リ協 年次レポート2026 令和7年度 実績報告

2026年8月発行



編集・発行

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル2階

企画広報部

Tel. 03-5532-8610

Fax. 03-5532-9698

<https://www.jcpra.or.jp/>

● 禁無断転載



この用紙は、FSC® 認証材および管理原材料から作られています。

SNS のフォロー、登録はこちら

X (旧Twitter)



Facebook



YouTube

